

女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和8年6月公表

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

事業主名：湯前町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	102%
任期の定めのない常勤職員以外の職員 (会計年度任用職員)	86%
全職員	87%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別および勤続年数別の情報

*地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	95%
主幹相当職	99%
係長相当職	96%
参事相当職	116%
主事相当職	112%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	76%
31～35年	93%
26～30年	89%
21～25年	88%
16～20年	82%
11～15年	99%
6～10年	117%
1～5年	111%

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員 (課長・審議員)	22%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度	
課長職の女性割合	20.0%	審議員含む
主幹職の女性割合	50.0%	
係長職の女性割合	30.0%	
参事職の女性割合	66.7%	
主事職の女性割合	37.5%	

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	33%
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

Ⅴ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
職員	5.7時間/月

※特定事業主行動計画は、各任命権者（町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局）が連名で策定しております。各数値については、全ての部局の合計となっております。

【説明欄】

I-1又はI-2（1）
給与の差異が大きい要因は、社会人経験職員や資格職任用などによるもの。
I-2（2）
36年以上勤続の職員は、暫定再任用職員又は7割措置となった定年延長職員を含む。
Ⅲ
女性職員の割合が、全庁では36%であることから区分ごとのバラツキが発生。